

(参考資料1) 新たな生活困窮者対策の背景について

新たな生活困窮者対策の背景①

【現状】

- 福祉事務所来訪者のうち、生活保護を新規に開始した人数は約38万人(平成23年度)
うち、稼働可能で就労支援が必要な者は約8.3万人(平成23年度推計値)
- 現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性が高い者が稼働年齢層において多数存在。
 - ・生活保護受給ではないが経済的に困窮している者(例えば、福祉事務所来訪者のうち、生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値))
 - ・非正規雇用労働者 平成12年度: 26.0%→平成23年度: 35.2% (被災三県を除く。)
 - ・年収200万円以下の給与所得者 平成12年: 18.4%→平成23年: 23.4%
 - ・高校中退者 約5.4万人(平成23年度)、中高不登校 約15.1万人(平成23年度)
 - ・ニート 約60万人(平成23年度)、引きこもり 約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
 - ・生活保護受給世帯のうち、約25%(母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)

- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至らないよう、生活保護制度の見直しに併せて、生活困窮者対策を行っていくことが急務。

(参考) 社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)抜粋

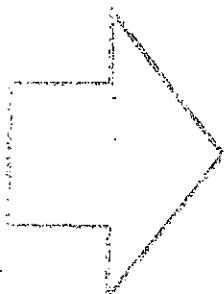
附則第二条

- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

新たな生活困窮者対策の背景②

【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
 - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
 - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一
体的に実施（横浜市）
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
 - ・ 住宅手当（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施）【実績】常用就職率 54.5%（平成23年度）
- 貸付・家計相談
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
 - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体：89.5%
 - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）

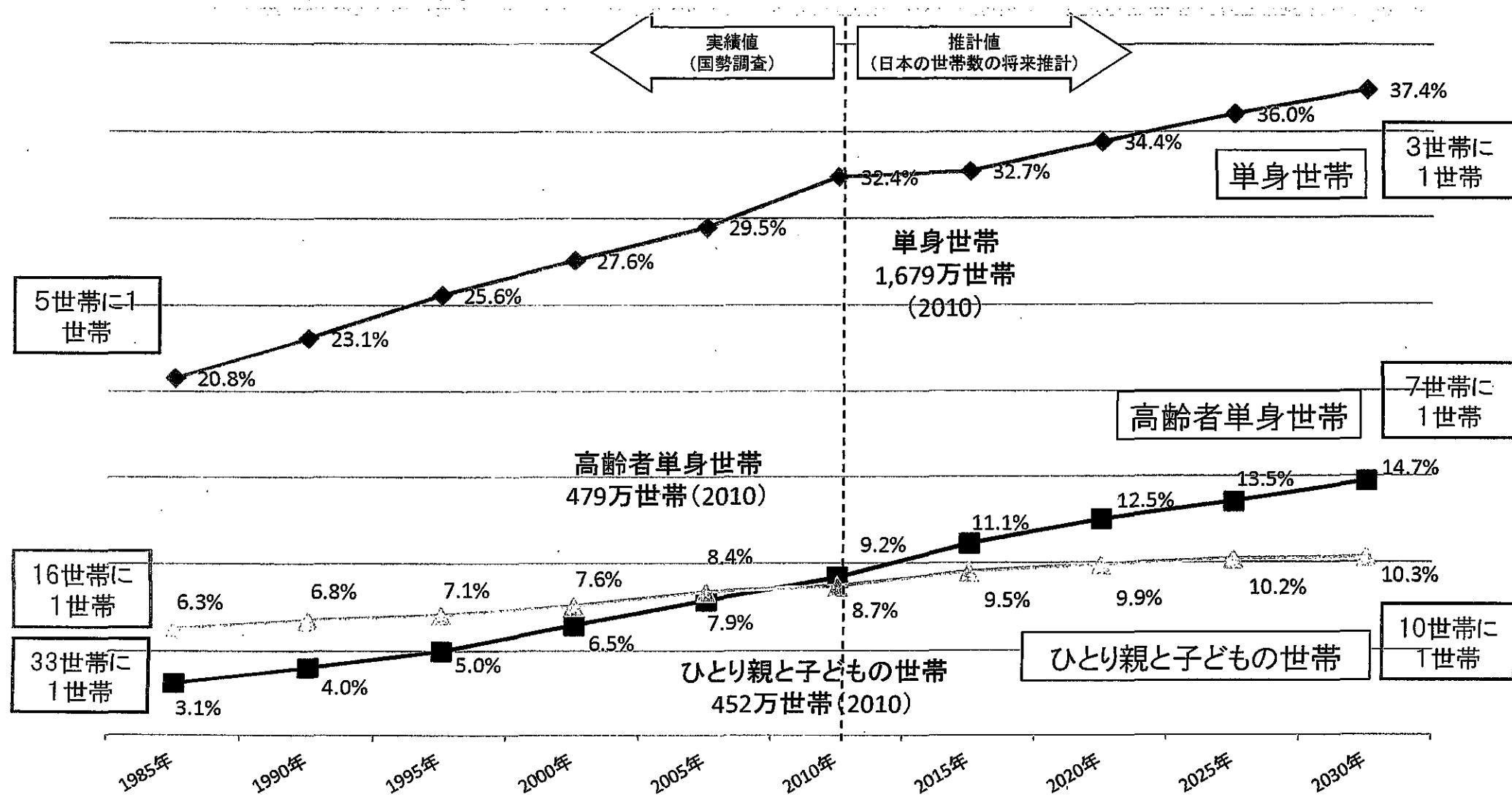


【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野がバラバラで実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯（全世帯数約5,184万世帯）、2030年には約4割に達する見込み。

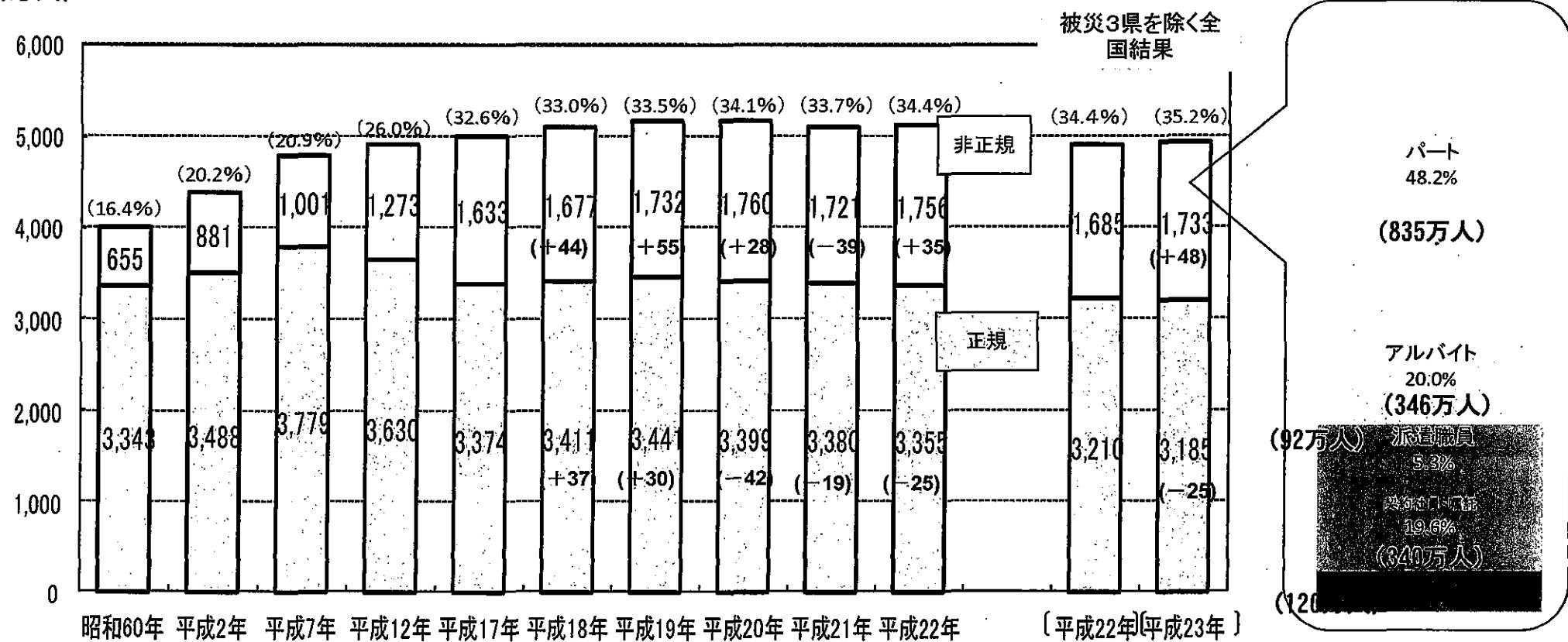


(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」

正規雇用者と非正規雇用者（パート、派遣、契約社員等）の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向。
- 非正規の職員・従業員は前年に比べ、48万人の増加（被災3県を除く。）。
- 2011年において、非正規の職員・従業員割合は、35.2%（被災3県を除く。）。

(万人)

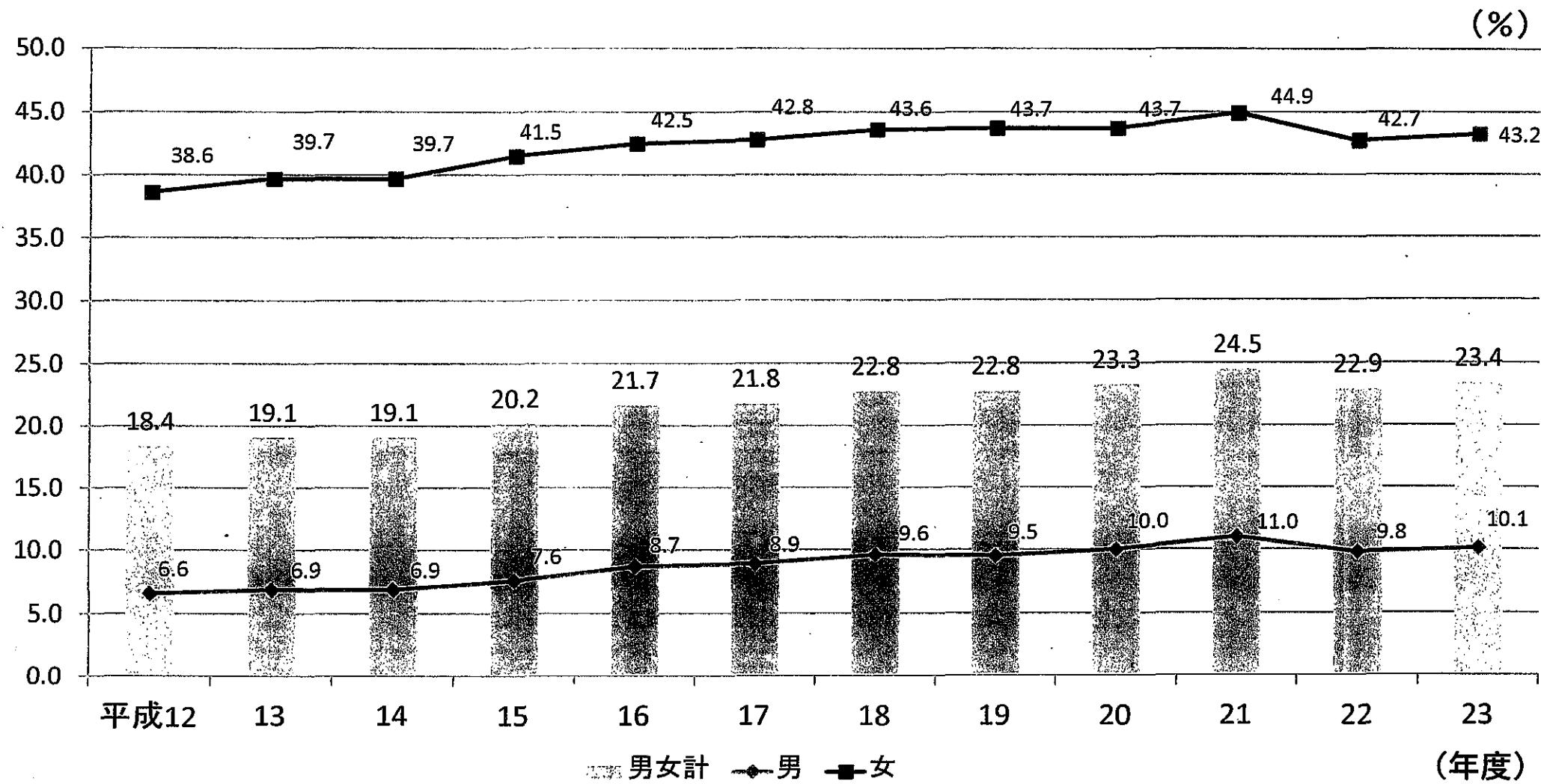


(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

(出典) 平成12年までは「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

年収200万円以下の給与所得者の推移

- 年収200万円以下の給与所得者は、平成12年度の18.4%から平成23年度の23.4%とこの10年強で5%増加。男女別にみると、男性は3.5%増加し、女性は4.6%増加。

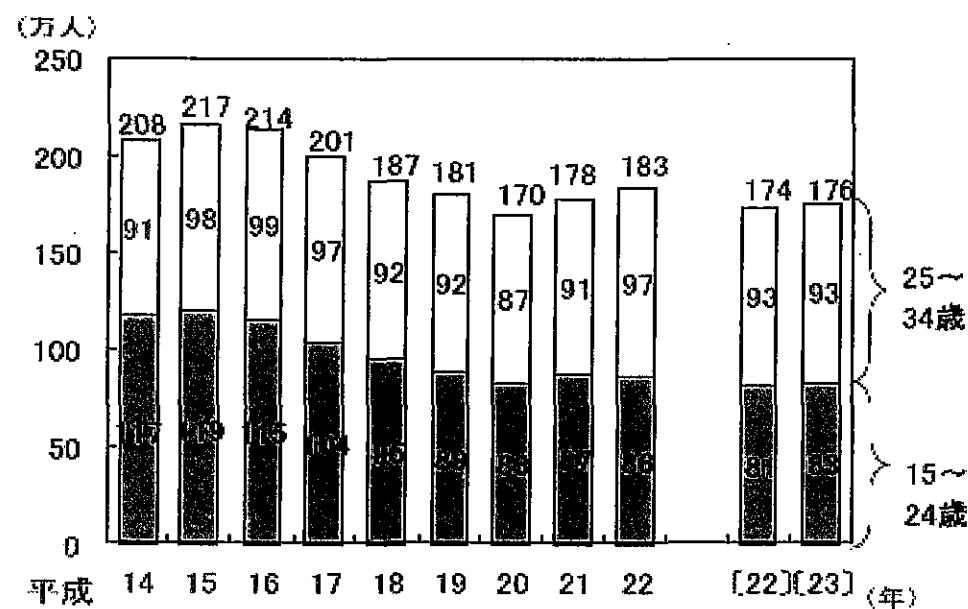


資料：民間給与実態統計調査（国税庁）

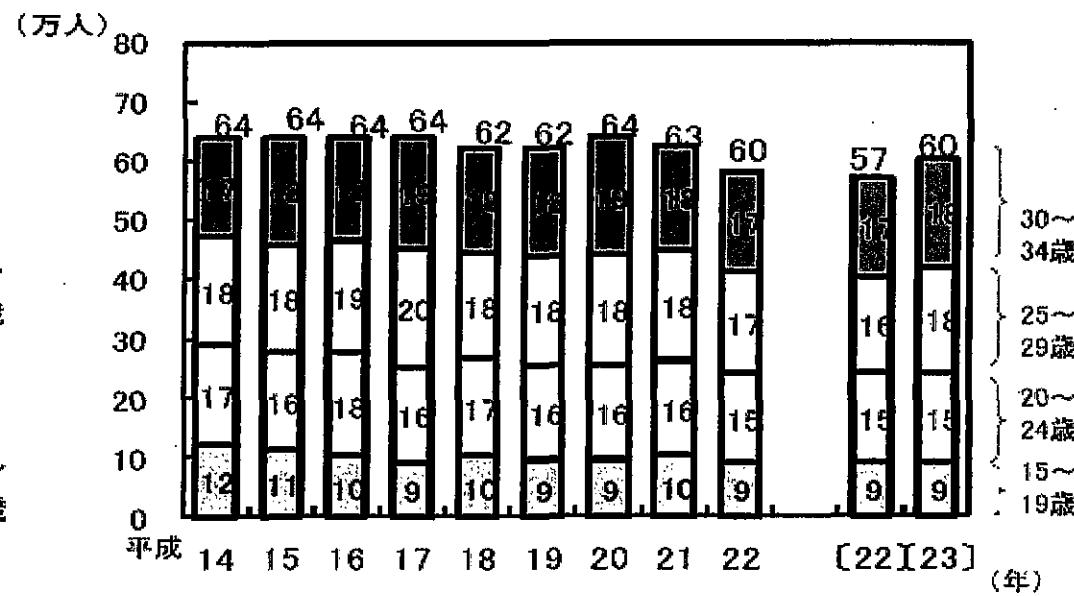
フリーター・ニートの推移

- フリーターの数については、217万人（平成15年）をピークに減少してきたが、平成21年から増加に転じている。
- ニートの数については、平成14年以降60万人代で推移している。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



(注1) 「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

(注2) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

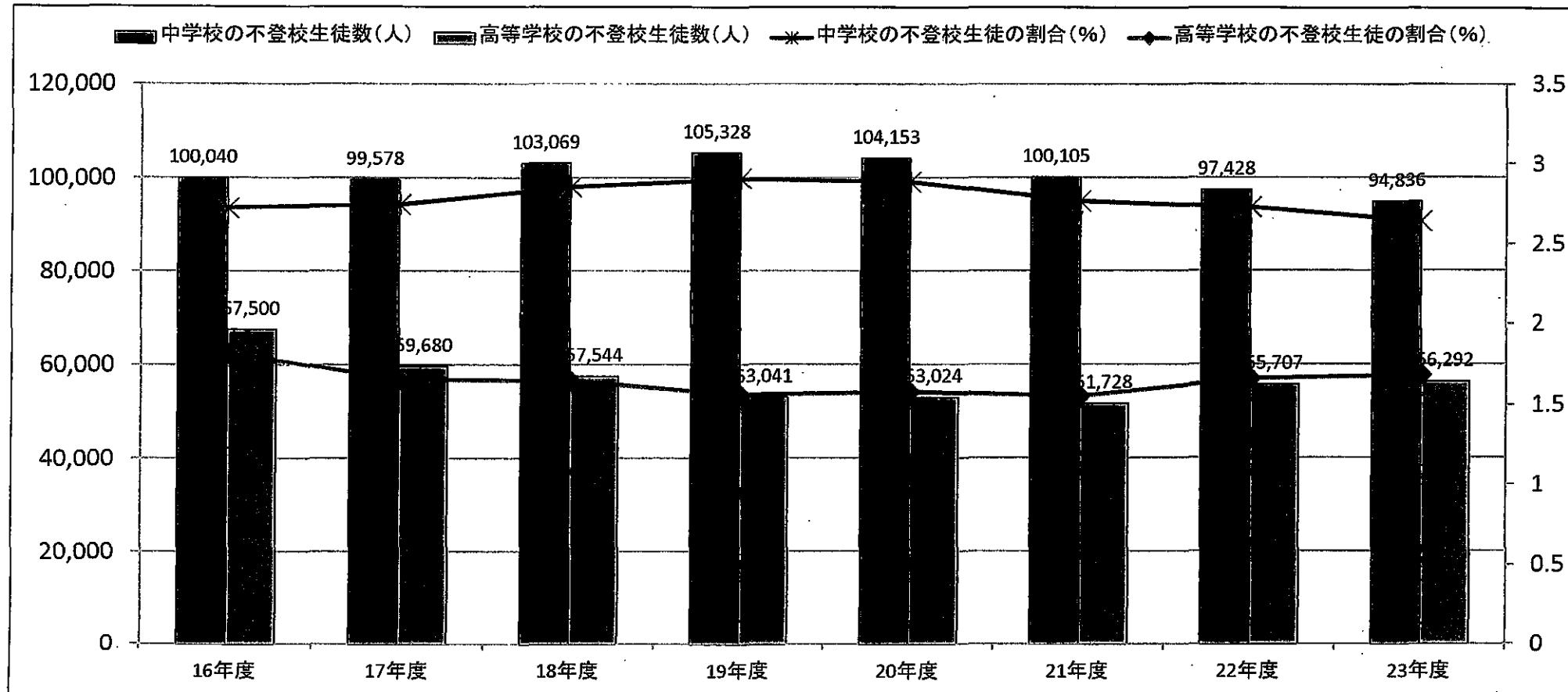
(注3) []書については、岩手県・宮城県・福島県を除く全国結果。

(出典) 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

不登校生徒数の推移

- 中学校における不登校生徒数は約9万5千人と、前年度（約9万7千人）より約2千人減少しており、不登校生徒数の割合も2.64%と前年度（2.75%）より減少している。
- 高等学校における不登校生徒数は約5万6千人と、前年度（約5万6千人）から横ばいとなっており、不登校生徒の割合も1.68%と前年度（1.66%）から横ばいとなっている。

（不登校生徒数の推移）

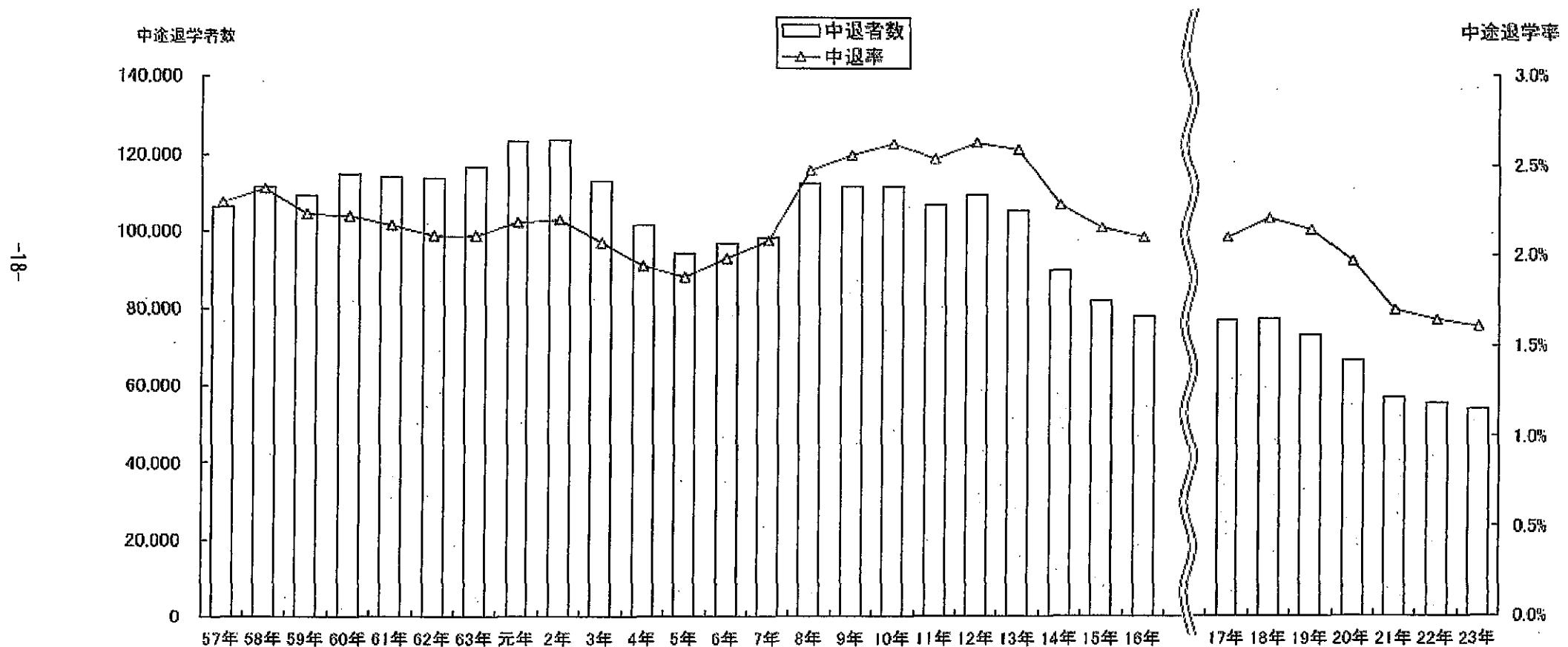


※ 不登校生徒とは「年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由による者を除く)」をいう。

(出典)平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

中途退学者数及び中途退学率の推移

- 高等学校における平成23年度の中途退学者数は約5万4千人、中途退学率は1.6%となっており、ここ5年は減少傾向となっている。



(注1)調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校。平成17年度からは国立高等学校も調査対象。

(注2)中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(出典)平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

「貧困の連鎖」に関する道中隆氏（関西国際大学教授）の研究結果

- 生活保護受給世帯の世帯主が、過去の出身世帯においても生活保護を受給していたことが明確に確認された世帯（「貧困の連鎖」が生じた世帯）（A市の例）

調査数	該当世帯	該当割合
390世帯	98世帯	25. 1%
うち母子世帯数 106世帯	43世帯	40. 6%

（出典）道中隆「保護受給層の貧困の様相－保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」
『生活経済政策』2007年8月号, No.127, 生活経済政策研究所

住宅手当制度について

住宅手当制度の概要

離職により住まいを失った方等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給。

▶ 支給対象者

平成19年10月以降に離職した方であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある方

▶ 支給要件

①収入要件：月収約13.8万円未満（単身世帯）。（2人世帯は17.2万円以下、3人世帯は約24.2万円未満）

※ 金額は東京都区の場合であって、地域により異なる

②資産要件：預貯金50万円以下の方（単身世帯）。（複数世帯は100万円以下の方）

③就職活動要件：受給中、ハローワークでの月1回以上の職業相談や週1回以上求人先への応募 等

※離職者が直ちに生活保護に至らないよう、収入要件は生活保護と同様の水準、資産要件は生活保護より要件を緩和。

▶ 支給額

単身世帯：21,300円～53,700円 複数世帯：27,700円～69,800円

▶ 支給期間

最長6か月間（就職活動要件を誠実に実施している場合はさらに3か月延長可能（最長9か月間））

▶ 予算額（平成21年10月より事業開始）

平成21年度第2次補正により緊急雇用創出事業臨時特例基金【住まい対策拡充等支援事業分】として、400億円を措置。

平成24年度経済対策第2弾において、当該基金を100億円積み増しし、平成25年度末まで継続実施。

住宅手当制度の実績及び課題

○支給決定件数：130,843件（平成21年10月～平成24年12月。延長決定分含む）、直近の平成24年12月は1,977件

○住宅手当受給者の常用就職（※）率：40.5% 直近平成23年度実績は54.5% <参考>平成21年度：7.8% 平成22年度：41.8%

（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

○住宅手当受給終了後に生活保護へ移行した者の割合：21.4%

○住宅手当受給者は、早期に就職している人のほか、支給期限である6ヶ月目、9ヶ月目に就労している傾向。

（住宅手当受給開始後の就労までの月数別割合：2ヶ月目：17% 6ヶ月目：19% 9ヶ月目：11%）



・有期という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を發揮。

生活福祉資金貸付（総合支援資金）について

総合支援資金の概要

- 事業開始 平成21年10月 ➤ 実施主体 都道府県社会福祉協議会（相談窓口は市区町村社会福祉協議会）
- 貸付対象者 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
- ① 低所得者世帯（市町村民税非課税程度）であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めるこ
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこ
- 貸付内容 継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とセットで以下の資金の貸付け
- 1 生活支援費 [生活費] → 20万円 [単身世帯の場合は15万円] 以内／月（最長12月）
 - 2 住宅入居費 [敷金・礼金等] → 40万円以内
 - 3 一時生活再建費 [就職活動費、公共料金の一時立替え等] → 60万円以内
- 貸付条件
- | | |
|-------|----------------------------------------|
| 連帯保証人 | 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能 |
| 利子 | 連帯保証人を確保した場合は無利子（連帯保証人を確保できない場合は年1.5%） |
| 据置期間 | 最終貸付の日から6月以内 |
| 償還期間 | 据置期間経過後20年以内 |
| その他 | 関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施 |

貸付実績及び課題

貸付決定状況 (H21.10～H24.12までの速報値)	93,068件	[66,711世帯]	560.5億円	<一世帯あたり約84万円>
(参考) 内訳: 生活支援費	63,215件	[67.9%]	504.2億円	[90.0%]
住宅入居費	11,936件	[12.8%]	26.5億円	[4.7%]
一時生活再建費	17,917件	[19.3%]	29.8億円	[5.3%]

【課題】

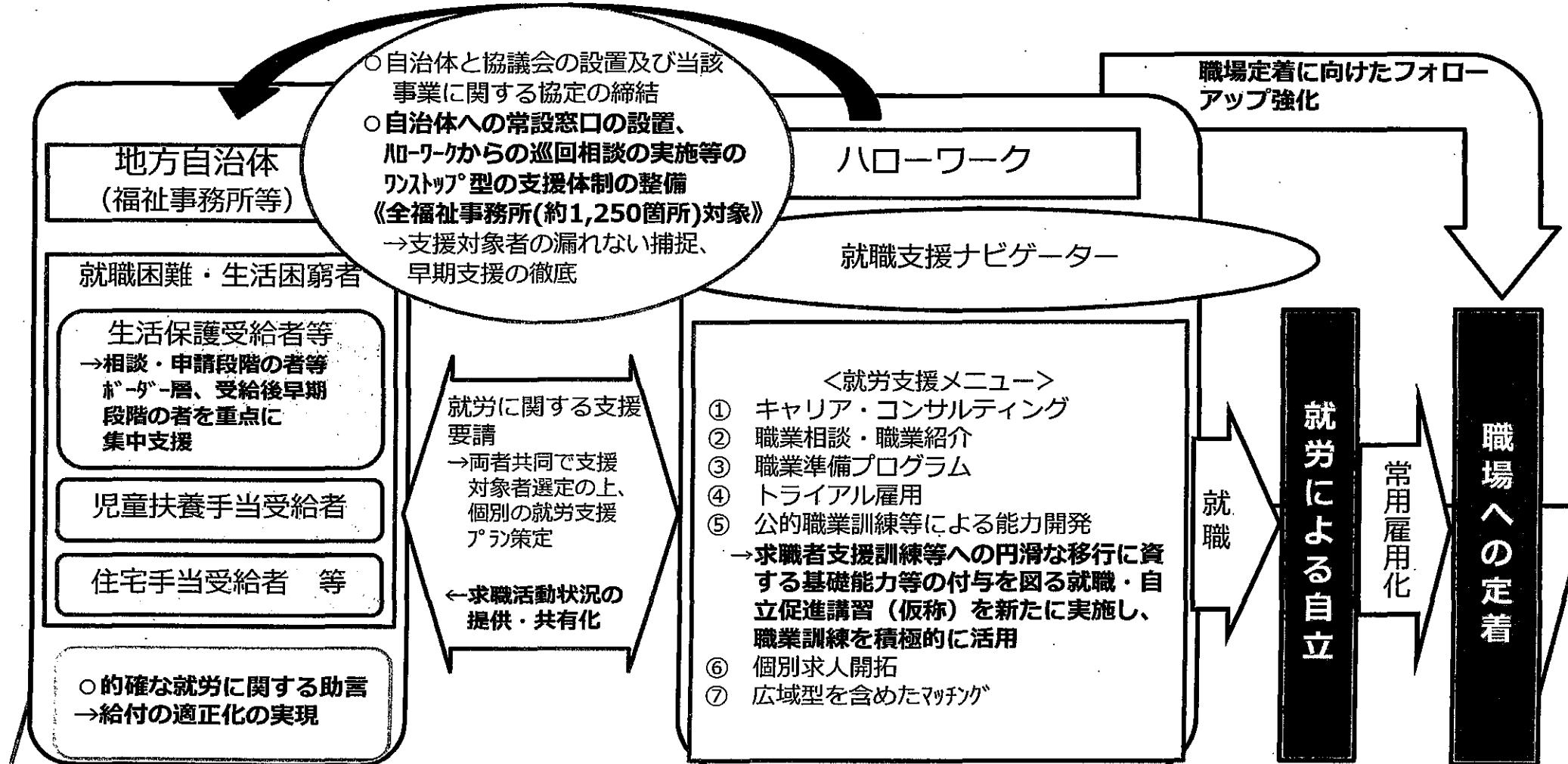
主として失業者の就労活動に資する支援策であるが、自立に結び付かなかった場合の貸倒れリスクが高い

生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設について

25年度予定額 72億円

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業（23年度～）を発展的に解消の上、新たに**生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）**を創設。

具体的には、生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、**自治体にハローワークの常設窓口の設置をするなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化をなど就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。**



総合相談・ワンストップ対応の事例

- 一部の地域においては、複合的な問題を抱える者に対する縦割りでない総合相談やワンストップ対応を行い、成果を上げているところがある。

野洲市【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

- 市の既存の相談体制の機能を強化。
- ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- 直営方式のため、自治体内部組織(福祉事務所等)との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。
- 税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能。
- 市にとっても、市民の借金問題を解決することで過払い金の回収等を通じて公租公課の滞納額圧縮に寄与。

富士宮市【直営＋地域包括支援センターに併設】

- 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化。(全世代対応型に)
- 新たな相談窓口を設置するよりも地域包括支援センターのノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が可能。
- 直営のため、自治体内部組織との連絡・調整、連携が容易。
- 8か所のブランチを設置することで、地域住民の利便性も向上。

TOKYOチャレンジネット(東京都全域が対象)【委託・補助(複数法人)＋既存支援窓口との併設によるワンストップ型】

- 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしている不安定就労者や離職者に居住支援、生活支援、就労支援、貸付を実施する広域的な取組事例。
- ワンストップサービスを実現するため、複数の民間法人に委託又は補助しつつも、窓口を一ヶ所に集約。ハローワーク職員の出張相談も同じ場所で実施。
- 相談者にとって、極めて利便性が高い仕組みであり、迅速かつ効果的な支援が可能。

豊中市【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

- 「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。
- 地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカーを生活圏域(7地域)ごとに2名配置し、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスでは対応困難な事案の解決に取り組んでいる。

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」【委託＋複数自治体による広域共同設置】

- 中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置。(がじゅまるは市川市及び浦安市をカバー。)
- 総合相談を主として実施。相談を受け止め、他機関につなぎ、支援体制を構築するまでの移行支援を中心に行う。
※ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。

生活困窮者等への就労準備のための支援の事例

- 近年、地域において、生活訓練・就労訓練等を通じた就労準備のための支援を行う取組が始まっている。こうした事業では、ひきこもりやコミュニケーション能力が低い者を対象としノウハウ等の蓄積がない中でも、成果を上げている。

横浜市中区「仕事チャレンジ講座実施事業」 (平成23年10月~)

【事業概要】生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施
(1か月程度)

【実績】

- 平成23年10月~24年3月に修了した48名中29名が就労(就労率60.4%)

足立区「仕事道場」 (平成21年度~)

【事業概要】あだち若者サポートステーションにおいて、コミュニケーション能力等の乏しいニート等がNPOの職員の指導のもと、地域の事業所に置いて就労体験(訓練)を行うもの(平均就労期間:約3.9ヶ月)。

【実績】

- 平成24年7月までに訓練を受講した57名中36名が卒業し27名が就職(卒業者に占める就職割合は75%)。

特定非営利活動法人青少年自立援助センターの若者自立支援

【事業概要】ひきこもり・ニート・不登校等の若者の自立を支援するため、合宿形式による生活改善・ボランティア・学習指導等を行うもの。

【実績】

- 平成24年1月現在センターに在籍している者(※)24名のうち7名が就労、6名が進学している。(進路決定率約54%)

※ プログラム終了後も引き続き、センターには居住。

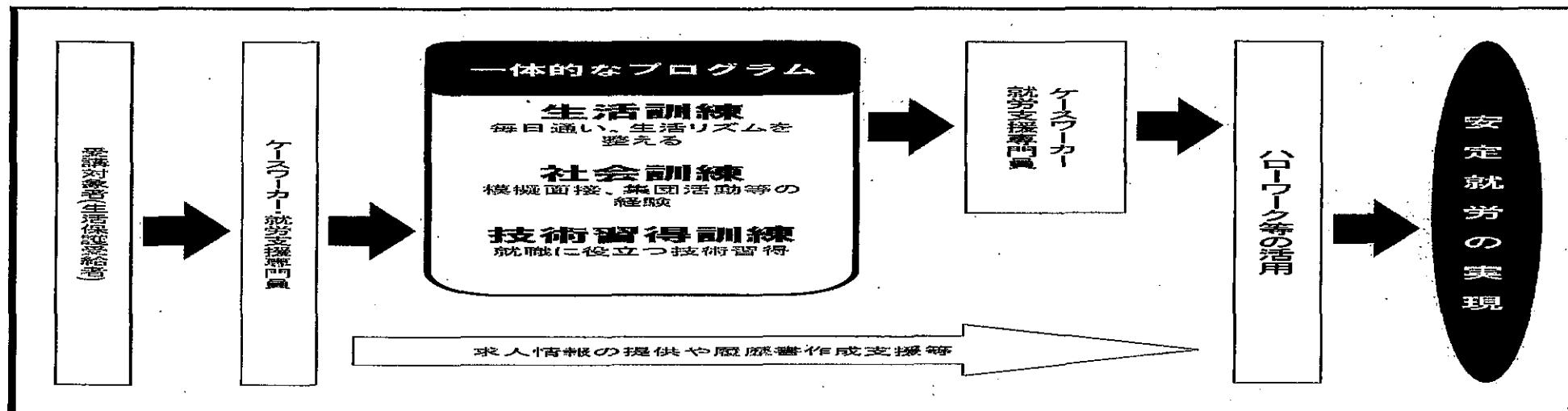
※ このほか、「若者自立塾事業」受託時には、平成17年7月~22年4月に、154名中94名が就労、8名が進学(進路決定率約66%)。

基金訓練「合宿型自立支援プログラム」を通じて、平成22年7月~23年12月に、51名中33名が就労(進路決定率約65%)。

横浜市における就労意欲喚起事業（就労準備のための訓練）

仕事チャレンジ講座（生活・社会・技能習得訓練）実施事業〔中区〕

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始した。自立のために就職や增收を目指している方を対象として、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練の3つの訓練を一体的に実施している。



(平成24年9月1日現在)

平成23年度	参加者数	修了者数	修了者の状況		
			求職中	就職者数	援助方針変更
第1期（10月～11月）	19	15	0	11	4
第2期（12月～1月）	20	19	0	11	8
第3期（2月～3月）	17	14	0	7	7

中間的就労の事例

- これまで、地域において、一般就労に就くことが難しい者に簡易な就労の場等を提供する独自の取組や、地域の関係者によるネットワーク形成が行われてきており、そうした支援の広がりを求める声は高まっている。

千葉県「生活クラブ風の村」の「ユニバーサル就労」

【事業概要】「はたらきたいのにはたらきにくいすべての人」を対象に、雇用による就労のほか、「コミューター」(支援付き就労。必ずしも雇用契約によらない)等の就労形態を提供することで、対象者のステップアップを図る。

【実績】平成23年度は、全ての参加者(17名)が一般就労を含む事業所内でのステップアップを達成。

和歌山県一麦会での6次産業を通じた就労支援

【事業概要】障害者の就労支援の一環として、地域農業を中心に6次産業化を推進することで雇用創出を図る中で、ひきこもりの若者等も対象者として受け入れ、支援を実施。

【実績】ひきこもりの者の就労に向けた支援と併せ、地域の耕作放棄地化の歯止めとしても役立っている。

北海道釧路市での就労支援

【事業概要】地域のNPO等の事業者と協力し、有償・無償のボランティア活動、インターンシップ等を通じた生活保護受給者の就労やステップアップを支援。

【実績】平成22年度参加者数:就労移行型インターンシップ18名、公園管理ボランティア62名、作業所ボランティア2名、介護施設等におけるボランティア20名。

とちぎボランティアネットワークの「ワーキングスクールプログラム」

【事業概要】地域の企業80社に協力を依頼し、コーディネーターの支援の下、ひきこもりの若者等が職場体験ができる場を開拓。(現在は「しごとれ(仕事トレーニングプログラム)」として実施)

【実績】平成17年～20年に43名中32名が研修を修了し、就職率71%(正社員6名)。

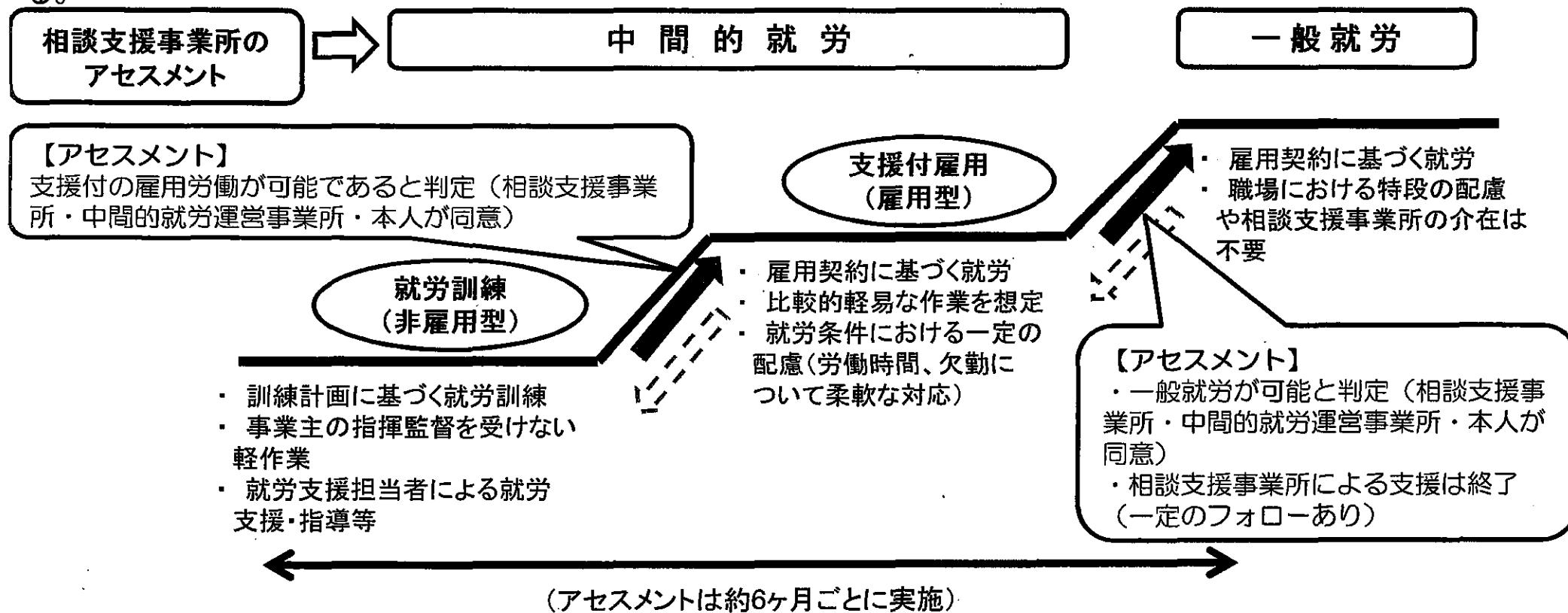
京都府での就労支援

【事業概要】行政機関、経済・福祉・教育関係の各団体が一体となった「きょうと生活・就労おうえん団」を設立し、中間的就労開拓への協力、ネットワークづくり、賛同者増に向けた広報・啓発を実施。

【実績】「『風のとき』事業」では、京都市内の中小企業が自社の社員食堂をひきこもり者の就労支援の場として提供するなど、地域での中間的就労の場の開拓が進められている。

一般就労に向けた中間的就労の活用例について

- 中間的就労事業を運営する事業所(中間的就労事業所)において、非雇用型から支援付雇用を経て、一般就労に至るまでのステップアップを支援。
- アセスメントにより、相談支援事業所、中間的就労運営事業所、本人の同意の下、新たな段階への移行を図る。



※ 社会的企業については、アセスメントを受けた生活困窮者を一定割合以上就労させる事業所において、一般就労へのステップアップを支援するもの。

※ アセスメントの結果により、問題ないと認められた場合には、支援付雇用又は一般就労へ移行できることが望ましいが、同一事業所で雇用形態での受入れが困難な場合には、別の受入事業所又はハローワークを通じた就労支援を実施。

家計再建に向けた事例

- 家計再建に向けた事例として、現状、各都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」に加え、一部の民間貸付機関において、多重債務者等の一般金融機関からの借入が困難な者に対し、相談を丁寧に行いつつ貸付を行う事例等がある。

都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」

【事業概要】市町村民税非課税程度の低所得世帯を対象に、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費等の貸付を実施。生活費については、貸付上限額1月15万円(2人以上世帯の場合は20万円)、貸付期間12月以内。

【実績】

- 平成22年度貸付件数41,344件、貸付金額約262億円。

消費者信用生活協同組合やグリーンコープ生協ふくおか等による貸付

【事業概要】多重債務等生活に困窮する組合員を対象に、生活再建のためのきめの細かい相談支援を行った上で、相談の結果、必要に応じて債務整理資金や生活資金の貸付を実施。

【実績】

- 消費者信用生活協同組合においては、平成23年度貸付件数4,301件、貸付金額約50億円。
- グリーンコープ生協ふくおかにおいては、平成23年度貸付件数265件、貸付金額約1.5億円
- 両者とも貸倒率は1%未満。

静岡県労働金庫や多摩信用金庫等の民間金融機関による多重債務問題への取組

【事業概要】多重債務者向けのローン商品を設定し、多重債務問題に関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて融資を実施。静岡県労働金庫においては、民間相談機関と連携して支援を行っている。

自治体と民間金融機関の提携による多重債務問題への取組(栗原市のぞみローン)

【事業概要】栗原市においては、金融機関と連携し、多重債務問題の解決を支援。福祉事務所で相談支援を行いつつ、融資が必要な場合には提携金融機関(一関信金、仙北信金)の融資を紹介。提携金融機関においては、「のぞみローン」として多重債務者向けのローン商品を設定。

「貧困の連鎖」防止の取組事例

- 一部の地域においては、生活保護受給家庭等のこどもに対する学習支援や中退者等に対する自立支援の取組がなされており、高校進学率の向上や若者の就職などで成果をあげている。

横浜市における市立定時制高校への進路支援

【事業概要】横浜市では、市立戸塚高校定時制における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取り組むNPOへ委託。キャリアカウンセラーが学校訪問し、個々の生徒の課題を把握、実践的な職場体験や就職支援セミナーを開催するとともに、すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。

(参考)生徒の進路状況

- ・平成23年度進路状況：就職・進学54%、アルバイトその他46%

佐賀若者サポートステーションの事例

【事業概要】困難を抱える若者に対し、学校教育との連携、複数の専門職によるチーム対応により、切れ目のない自立支援を実施。中核事業である「家庭教師方式」の訪問支援は、学習支援のみならず、カウンセリングから各種適応訓練、家庭環境のコーディネートまで包括的に実施。

【実績】平成23年度における就職等進路決定者数396人(うち110人進学)。

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【事業概要】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等を対象に、一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行うとともに、週1～4回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施。

【実績】平成23年度は中学3年生の対象者801人のうち305人が参加。うち296人(97%)が高校へ進学した。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【事業概要】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成23年度は生活保護受給世帯の生徒69人が参加。中学3年生17人のうち16人が高校へ進学した。

生活保護受給世帯の貧困の連鎖を防止するための取組事例

～埼玉県、高知市の事例～

- 埼玉県や、高知市においては、生活保護受給世帯の子どもが大人になって保護を受給するといった貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の中学生等を対象とした学習支援等の取組を実施している。

埼玉県の取組事例

生活保護受給者チャレンジ支援事業（教育支援員事業）

①概要

生活保護受給世帯の全ての中学生3年生（中学1、2年生含む）及びその保護者等を対象に、高等学校進学の動機付け、学習支援を行い、高校への進学を支援する。

②事業内容

県が委託する一般社団法人に教育支援員（教員OB、社会福祉士）を配置

- ・CWと家庭訪問の上、支援方針を決定
- ・教育支援員による訪問支援

定期的に家庭訪問し、子ども及び親に対して、高校進学に向けた意欲喚起や手続きの支援を実施

・学習教室での支援

県内10カ所の特別養護老人ホーム等で、週1回～週4回の間で、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施

③特徴

埼玉県全体（政令市では別途実施）を対象に事業が行われている。

④参加者実績（中学3年生）

【23年度】

対象者数	801人
参加者数	305人
進学者数	296人
高校進学率	97.0%

高知市の取組事例

高知チャレンジ塾における学習支援

①概要

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生（1年生～3年生）を対象とした学習支援を行い、高等学校進学や生徒が希望をもって進路を選択し就労できるようにする。

②事業内容

ア 実施体制

- ・就学促進員（教員免許資格者）を配置し、CWと連携して中学生のいる生活保護家庭を訪問し、事業への参加を促す。継続して参加できるよう、学習支援員と連絡を取りながら定期的に生徒や保護者への働きかけを行う。

- ・学習支援員（教員OB、大学生、地域の方）を配置し、学習支援を行う。

子どもたちの実態に即した学習内容を取り上げ、基礎学力の定着を図る。

イ 実施頻度

- ・週2回程度、市内5カ所で2時間程度学習支援を実施。
- ・学校からの宿題、学校配布のパワーアップシート、学校教育課作成の数学シートを用い、個人の能力に応じた支援を実施。

③特徴

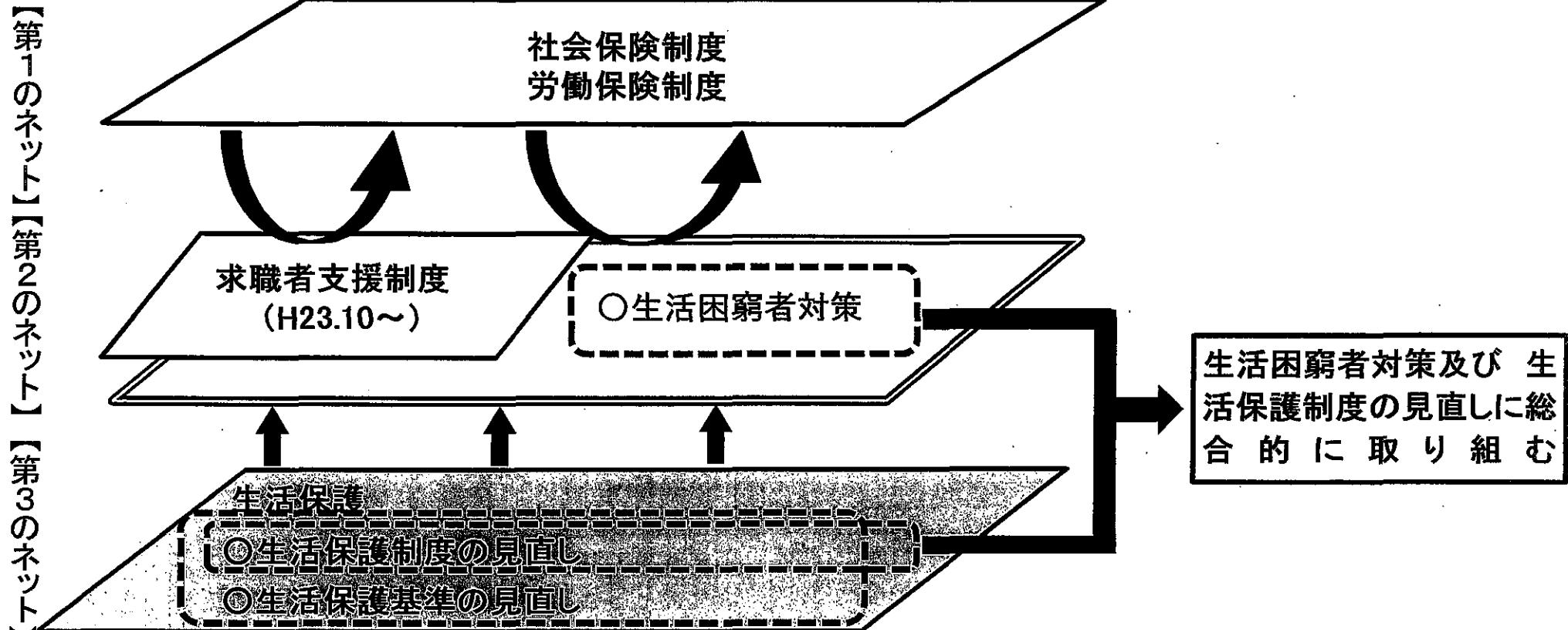
福祉部局で就学促進員の確保により家庭を支援し、教育委員会で学習支援員の確保や教材の提供等の学習に関する支援を行っており、福祉と教育の分野双方の連携が図られている。

対象者数（平成24年3月末）	380人
参加者数（平成24年3月末）	69人
うち、中学3年生の参加者数	16人
進学者数	15人
高校進学率	93.8%

**(参考資料2) 新たな生活困窮者対策と生活保護制度
の見直しの全体像について**

新たな生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの全体像①

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に關し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

新たな生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの全体像②

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方を維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ②医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)
- ③生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算案に反映)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施